

公立大学法人横浜市立大学医理連携協議会規程

制 定 令和 2 年 12 月 1 日規程第 59 号
最近改正 令和 3 年 6 月 4 日規程第 45 号

(設置)

第 1 条 医学群及び国際総合科学群理学系の連携により学際領域を双方向で発展・推進させるため、具体的な事項及び運営方法を協議することを目的として、「医理連携協議会」（以下、「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次の各号に定める事項を協議する。

- (1) 医学群及び国際総合科学群理学系の連携の将来構想に関すること。
- (2) 学生教育における医学群及び国際総合科学群理学系の連携に関すること。
- (3) 研究における医学群及び国際総合科学群理学系の連携に関すること。
- (4) 医学群及び国際総合科学群理学系の連携における人事の調整に関すること。
- (5) その他医学群及び国際総合科学群理学系の連携において座長が必要と認めるこ
と。

(構成員及び運営)

第 3 条 協議会は、以下の委員により構成する。

理学部長、医学研究科長、生命ナノシステム科学研究科長、生命医科学研究科長、
座長が指名した医学群所属教員及び国際総合科学群所属教員、学長が指名した者
(1名)

- 2 委員である学長が指名した者は協議会を招集し、その座長となる。
- 3 座長は協議会を代表し、会議を統括する。
- 4 座長が必要と認めた場合、関係者を会議に出席させることができる。

(開催)

第 4 条 協議会は、原則として 3 か月に 1 回開催するものとする。ただし、座長は、
必要に応じ臨時に開会し、または休会することができる。

(庶務)

第 5 条 協議会の庶務は、教育推進課において行う。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営等に関して必要な事項は、協議
会が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 6 月 4 日から施行する。